

枚方市学校園安全共済会 災害共済給付制度について

安全共済会は、枚方市PTA協議会独自の共済制度として、PTA会員の会費と市の補助金で運営している団体です。その運営には、PTA会員と学校の代表が関わっています。

枚方市立の小中学校及び幼稚園の管理下で災害(負傷・死亡)が発生したときに災害共済給付が行われる、児童生徒及び園児のための共済制度です。

『学校園管理下』の範囲は、授業(保育)時間・休憩時間・登下校園中に加えて、部活動及び遠足・修学旅行などの特別活動中も含まれます。

また、小学校新1年生の黄色い帽子・登下校用安全旗などの子どもたちへの安全教育に関するものや、マスク・消毒液などの感染症予防のための消耗品も安全共済会で配布しています。

保護者負担の年会費は、【小学生・中学生300円 幼稚園児140円】です。
(ただし、小中学校の要保護・準要保護家庭の児童生徒は会費を免除します)

給付金請求の手続き詳細については学校にお尋ねください

- ※ 『学校園でケガをしたりメガネが壊れたりした場合には必ず先生に見せるように』と、お子さんにも日頃からお伝えください。
- ※ メガネが破損したときには破損状況のわかる写真を添付していただきます。写真はご家庭で撮っていただいても構いませんが、学校の先生の確認は必要です。
- ※ 学校園経由で枚方市学校園安全共済会へ請求し、審査・給付決定後、給付金を指定金融機関へ振り込みます(審査で給付対象外となることがあります)。
- ※ 給付金の『口座振替依頼書』には、必ず印鑑を押してください。
申請から給付まで1~2ヶ月かかりますので、金融機関支店名の記入漏れ等のないようにご確認ください。
- ※ すべての申請期限は、災害発生日より2年です。

災害共済給付金一覧

(領収証の宛名はすべて園児児童生徒本人です)

給付金の種類	給付の条件等	給付金額	必要書類	
補 填 料	室料差額	実費 【一日当たり上限 5,000円×日数】	【領収証】 (室料差額と入院日数が 分かるもの・写し可) 【口座振替依頼書】	
	総医療費 5000円 未満	公費負担医療制度を利用 【自己負担額 +総医療費の1割】 公費負担医療制度の 利用無し 【総医療費の4割】	【医療等の状況】 (原本) 【口座振替依頼書】	
	公費負担医療制度無しで申請して給付金を受けた場合、後日に公費負担申請することは できません。二重給付が判明した場合は返金していただきます。			
	メガネ・ コンタクト	身につけた状態で破損した場合 ただし、本人の過失及び第三者の 故意による破損は対象外 教諭による破損状況の確認が必要	実費 上限は10,000円	【眼鏡専門店の領収証】 (修理・交換・購入の但し 書のあるもの・写し可) 【破損時の写真】 【口座振替依頼書】
	治療用装具	身につけた状態で破損した場合 ただし、本人の過失及び第三者の 故意による破損は対象外 教諭による破損状況の確認が必要	実費 上限は15,000円	【領収証】 (写し可) 【口座振替依頼書】
	特別初診料 (特定療養費) 等	必要に応じて給付する		【領収証】(写し可) 【口座振替依頼書】
歯冠補綴	医療機関が必要と認め、 日本スポーツ振興センターの 支給対象とならない 保険外治療による歯冠補綴費用 (中切歯から犬歯までの上下12本 の範囲内で2本以下)	実費 1本につき一度だけ給付 上限は50,000円/本	【領収証】 (保険外治療の記載・ 写し可) 【医療等の状況】 (詳細は要問合せ) 【口座振替依頼書】	
災害から歯冠補綴まで時間がかかることがあります。申請には受傷当初の書類のコピーの提出や、 定期的な受診の証明が必要となりますので、詳細は学校園の先生にお問い合わせください。				
タクシー その他の 移送料	日本スポーツ振興センターの適用範囲の場合に、 事故の当日、学校園長が緊急性を認めた場合のみ 事故発生場所から最寄り医療機関までの往復に限る			
医療貸付金	相当高額の医療費を必要とする場合 等	理事会または審査委員会 の審査による	【別途指定する証明書類】 【口座振替依頼書】	
障害見舞金	障害等級は日本スポーツ振興 センターの決定による	別途本会の定める金額	【別途指定する証明書類】 【口座振替依頼書】	
死亡弔慰金	事故・病気・交通事故による死亡	100,000円 (登下校時は半額)	【別途指定する証明書類】 【口座振替依頼書】	

独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度について

学校園管理下において負傷、疾病、障害、死亡の災害が発生したときに、医療費、障害見舞金（障害が残った場合）、死亡見舞金の給付を行う児童生徒園児のための国の公的共済制度です。

この災害共済給付制度への加入の意思を確認させていただきますので、4月に配布する「独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度への加入について」の同意書を期限内に提出をお願いします。

なお、年度途中での加入はできません。

★掛金 年間：小中学校は935円（保護者負担460円） 幼稚園は285円（保護者負担165円）

※保護者負担額以外は、市で負担します。ただし、生活保護世帯・就学援助受給者の児童生徒等は、掛金を全額国、市で負担します。

★給付対象・給付額（令和2年6月現在）

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	医療費
疾病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもののうち、文部科学省令で定めるもの （学校給食等による中毒・ガス等による中毒・熱中症・溺水 ・異物の嚥下又は迷入による疾病・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病・負傷による疾病）	・医療保険並の療養に要する費用の額の4/10（そのうち1/10は、療養に伴って要する費用として加算される分） ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が異なる。）に療養に要する費用の額の1/10を加算した額 ・入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
障害	学校の管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害（その程度により第1級から第14級に区分される。）	障害見舞金 4,000万円～88万円 [通学(園)中の災害の場合 2,000万円～44万円]
死亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000万円[通学(園)中の場合 1,500万円]
	突然死 運動などの行為に起因する突然死	死亡見舞金 3,000万円[通学(園)中の場合 1,500万円]
	突然死 運動などの行為と関連のない突然死	死亡見舞金 1,500万円[通学(園)中の場合も同額]

★学校園管理下の範囲

授業中だけでなく、教育課程に基づいた学校園行事、遠足や修学旅行などの特別活動、部活動も含まれます。さらに休憩時間中、登下校園中を含みます。

★医療費請求の手続き

1. 医療機関で健康保険証等を提示し、受診します。医療費は保護者が一旦支払います。
2. 学校園から、「医療等の状況」と「口座振替依頼書」を受け取ります。
3. 医療機関で「医療等の状況」に記入してもらい、「口座振替依頼書」と一緒に学校園へ提出します。（ただし、ゆうちょ銀行は振込専用番号が必要となりますので、確認の上記入してください。）
4. 学校園から教育委員会を経由し、日本スポーツ振興センターへ請求します。（請求手続きは、インターネットを利用した請求システムに必要な事項を入力することにより行います。）
5. 日本スポーツ振興センターで審査し決定された給付金を予め保護者に通知の上、指定の金融機関口座へ振り込みます。申請から給付まで2～3ヶ月かかります。

*医療機関に「医療等の状況」の記入を求める際は、丁重にお願いしてください。

*災害の状況により、他の書類が必要な場合がありますが、その都度説明いたします。

*審査で対象外になることがあります。

*同一災害で継続して治療を受けた場合、医療費の給付は、初診から治癒するまでとなります。ただし、給付期間は初診から最長10年間となります。

*給付事由が生じた日から2年間請求が行われなかった場合は、時効によって請求権がなくなります。

裏面に続く

★センターの支給範囲は、健康保険法の範囲内で、200床以上の病院で他の医療機関の紹介状を持たずに受診された場合の各医療機関が定めた特別料金などは、給付対象外です。なお、針灸院の施術は、医師の同意書がある場合は、給付対象となります。

★生活保護を受けている方については、生活保護法による医療扶助が行われるため、日本スポーツ振興センターの医療費給付はありません。障害見舞金、死亡見舞金のみ給付されます。よって、同法適用の開始または廃止の際は速やかに学校までお知らせください。

※1 「医療費」とは、健康保険法に規定する医療保険並び診療に要した費用をいいます。

※2 公費医療助成（子ども医療、ひとり親家庭医療、障害者医療等の医療証）を使用された場合は、医療費総額の1割分と窓口負担された金額（1つの医療機関で1日500円を限度（500円未満の場合はその金額）として月2日まで負担）を日本スポーツ振興センターに請求することとなります。同医療証等を使用した場合は、必ず学校園に窓口負担額を申告してください。